【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月19日
【計算期間】	第５期（自 平成23年７月26日 至 平成24年７月25日）
【ファンド名】	ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンド
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、世界各国の企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

１兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産(　　)		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２．「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル（日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　） なし	日経225 TOPIX その他（　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型?絶対収益追求型 その他（　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年１回」とは、目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

１．アグリビジネス（農業ビジネス）に関連する世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。

アグリビジネスとは、食物の生産に関連する様々なビジネスを指します。例えば、土地・農地、種子・肥料、農業化学、水、農業機械、食品加工、マーケティング、販売、食品・食肉の物流、天候アドバイザリー・サービスなどに関するビジネスがあります。

■アグリビジネスのフードチェーンにおける価値創生に着目します。
■アグリビジネスは、フードビジネスにおける川上から川下までのフードチェーン全体に及びます。
■我々の生活に必要不可欠である「食物」がテーマです。

穀物に関するフードチェーンの例

※ 他にも、食肉、魚肉など多岐にわたる食物全般に関するフードチェーンに関係する企業の株式が投資対象に含まれます。なお、投資対象銘柄がアグリビジネスに関連するかの判断はグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーが行います。グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについては、後記「ファンドの特色　２．」をご参照下さい。

２．マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに委託します。

＜グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについて＞

■グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーは、米国証券取引委員会に登録しており、個人投資家及び機関投資家に主にグローバル・テーマ型戦略の運用サービスの提供を行う運用会社です。

設　　立 ： 2009年12月
従　業　員 ： 約20人
運用資産残高 ： 約119億米ドル
所　在　地 ： 米国 ニューヨーク

（2012年８月末現在）

３．実質外貨建資産※については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※ 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

４．ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

＜投資プロセス＞
当ファンドのポートフォリオは、以下のプロセスで構築されます。

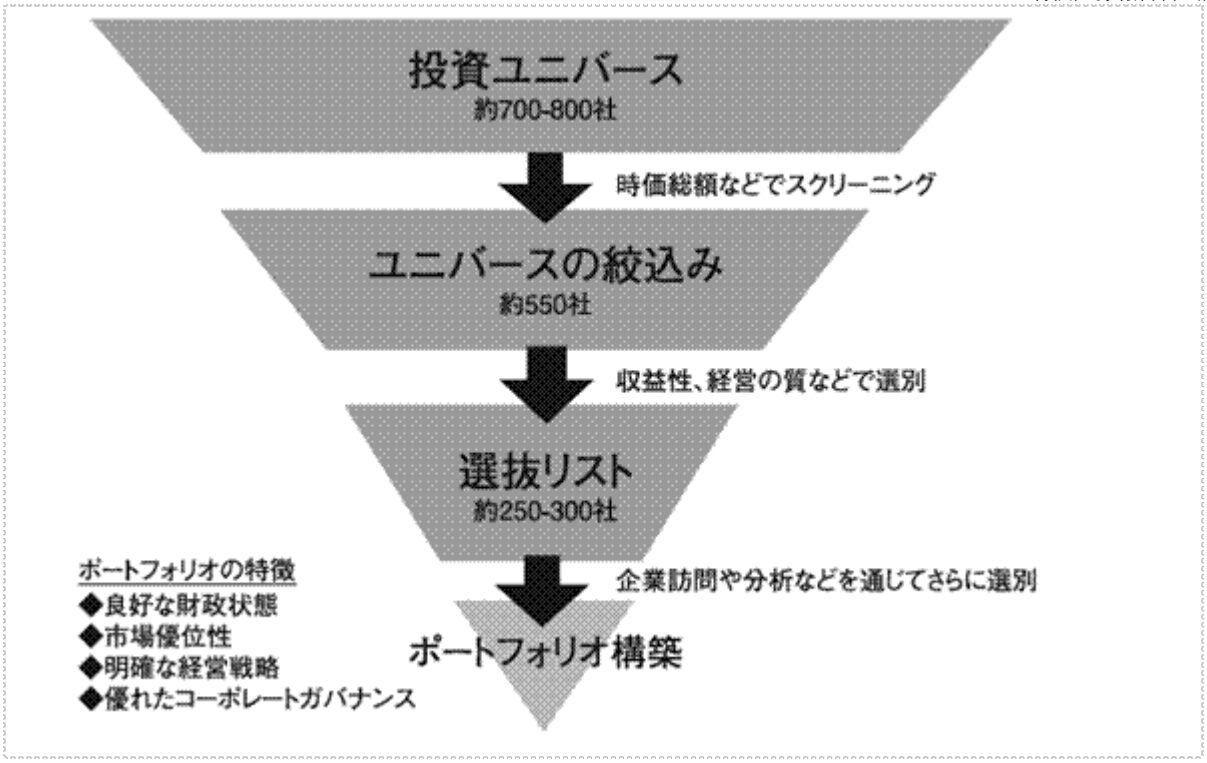

（注1）上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。
（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成19年９月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

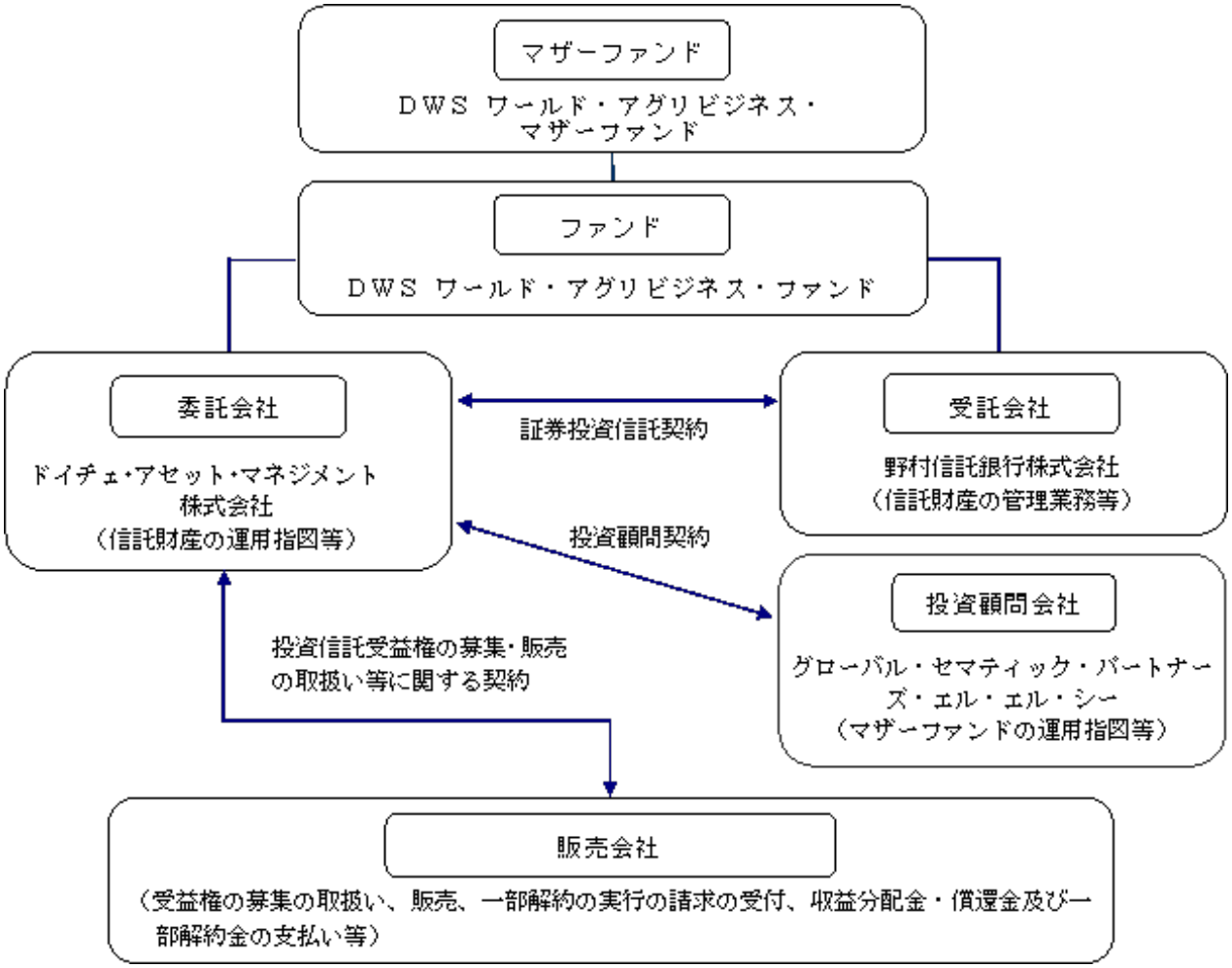

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．野村信託銀行株式会社（「受託会社」）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

ｄ．グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シー（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

ａ．資本金の額（2012年８月末現在）

3,078百万円

ｂ．沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

ｃ．大株主の状況（2012年８月末現在）

名　称：	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住　所：	シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ ＃17-10
所有株式：	61,560株
所有比率：	100％

２【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

ａ．投資対象

ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

１）主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

３）信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

４）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

ａ．投資対象

アグリビジネス（農業ビジネス）に関連する世界の企業の株式を中心に、世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

１）アグリビジネス（農業ビジネス）に関連する世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。

２）株式の組入比率については、原則として高位を保ちます。

３）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

４）信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

５）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

②運用の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、並びに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第

１項第８号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．から上記12．までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。下記16．において同じ。）で下記16．で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で上記23．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１．の証券または証書及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記２．から上記６．までの証券並びに上記16．の証券及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記２．から上記６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14．及び上記15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で上記５．の権利の性質を有するもの

＜マザーファンドの投資対象＞

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産
（イ）有価証券
（ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

②運用の指図範囲等

ａ．委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．から上記12．までの証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。下記16．において同じ。）で下記16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で上記23．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１．の証券または証書及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記２．から上記６．までの証券並びに上記16．の証券及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記２．から上記６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14．及び上記15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で上記５．の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

①ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

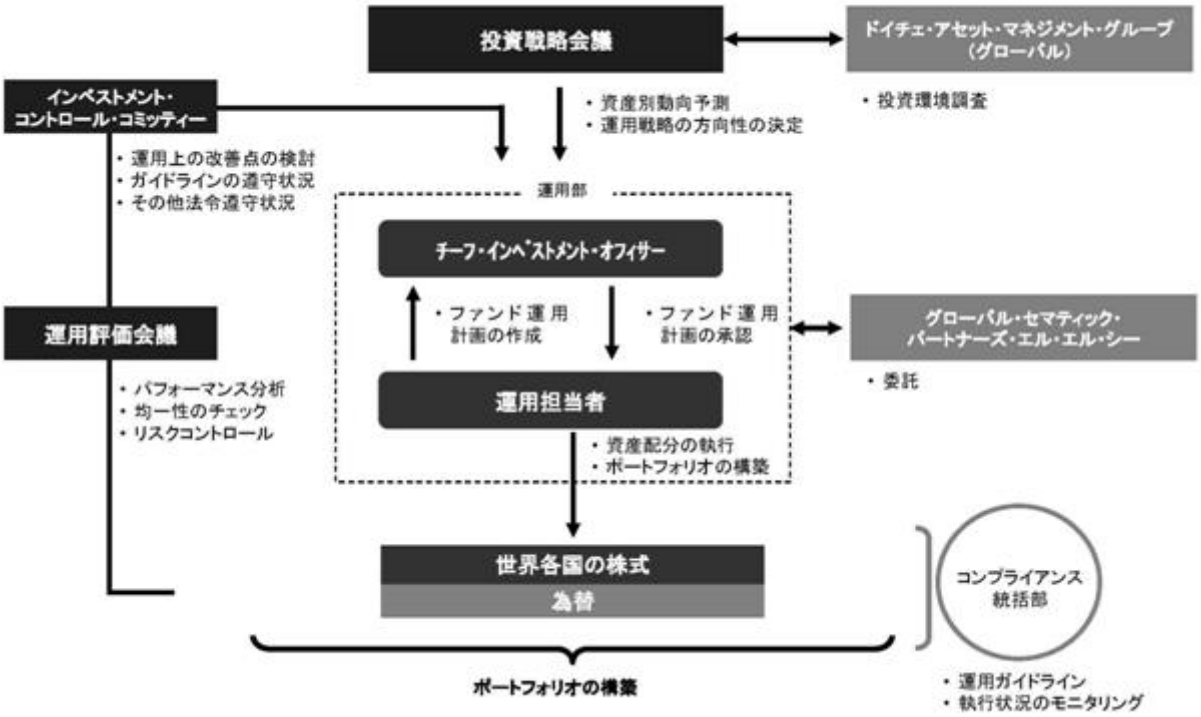

委託会社はマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シー（所在地：米国 ニューヨーク）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞

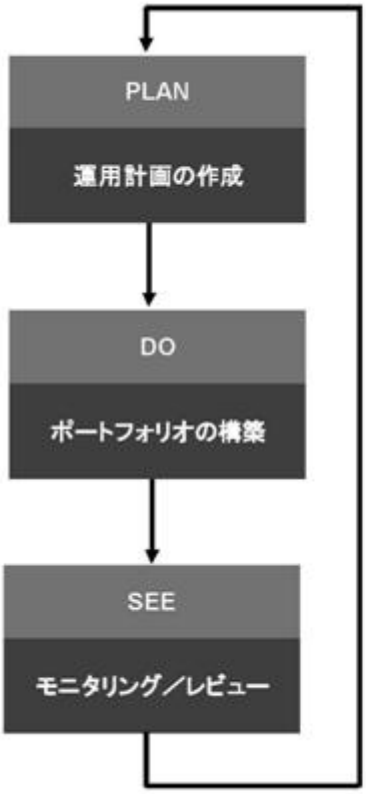

- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。

- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに所属する運用チームへ委託を行います。

- コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

(4)【分配方針】

毎決算時（原則として毎年７月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．上記ｃ．において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引

及び為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．上記ｃ．において、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫公社債の空売り

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図

ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ｂ．上記ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑯資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜マザーファンドの信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑦信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引及び為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債

の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫公社債の空売り

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

（１）当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

- 当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性などの観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。
- 当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日
・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

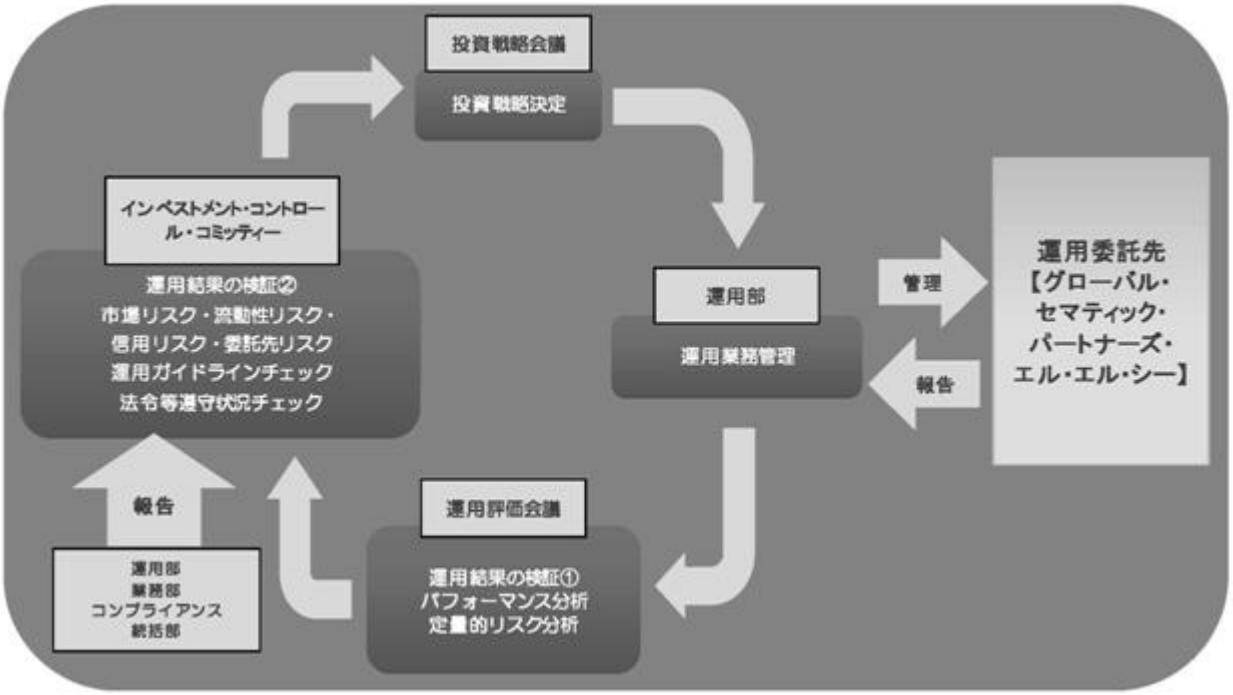

委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手

数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7325%（税抜1.65%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.8400% （税抜0.80%）	0.8400% （税抜0.80%）	0.0525% （税抜0.05%）	1.7325% （税抜1.65%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③マザーファンドの運用の指図を行うグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託会社は、上記①に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受領することができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受領する際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受領する代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受領することができます。

③上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、ファンド設定時または期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

なお、本書作成時点において、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(ⅰ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ⅱ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年８月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

ａ．個人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10％（所得税７％及び地方税３％）※1の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10％（所得税７％及び地方税３％）※1の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10％（所得税７％及び地方税３％）※1の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

ｂ．法人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、７％（所得税のみ）※2の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収は

ありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

※1 税率は、平成25年１月１日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税３%）、平成26年１月１日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）となる予定です。
※2 税率は、平成25年１月１日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年１月１日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
(注2) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンド」

(平成24年8月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,871,819,588	100.95
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	―	△55,519,896	△0.95
合計(純資産総額)	―	5,816,299,692	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

(平成24年8月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,792,659,650	30.53

	カナダ	287,660,726	4.90
	ドイツ	510,995,774	8.70
	フランス	157,385,202	2.68
	オーストラリア	329,483,113	5.61
	スイス	321,672,444	5.48
	バミューダ	556,865,099	9.48
	香港	60,000,268	1.02
	シンガポール	127,543,809	2.17
	オランダ	98,765,387	1.68
	スペイン	90,283,429	1.54
	ノルウェー	372,854,441	6.35
	オーストリア	19,459,646	0.33
	ルクセンブルグ	71,773,814	1.22
	インドネシア	31,534,948	0.54
	アルゼンチン	21,864,174	0.37
	メキシコ	9,155,872	0.16
	ブラジル	461,394,179	7.86
	韓国	22,495,281	0.38
	アイルランド	27,482,089	0.47
	インド	55,320,487	0.94
	キプロス	13,325,002	0.23
	イスラエル	26,613,637	0.45
	南アフリカ	101,219,128	1.72
	ロシア	39,865,159	0.68
	中国	61,908,552	1.05
	ケイマン	33,963,984	0.58
	小計	5,703,545,294	97.13
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	―	168,416,973	2.87
合計(純資産総額)	―	5,871,962,267	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成24年8月31日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド	7,855,277,042	0.7154 0.7475	5,619,665,196 5,871,819,588	100.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成24年8月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.95
合計	－	100.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成24年8月31日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	素材	29,319	15,249.97 15,999.81	447,113,929 469,098,605	7.99
アメリカ	株式	MOSAIC CO/THE-WI	素材	103,326	4,477.05 4,463.69	462,596,288 461,215,646	7.85
バミューダ	株式	BUNGE LIMITED	食品・飲料・タバコ	91,458	4,871.62 4,986.38	445,549,353 456,044,707	7.77
アメリカ	株式	MONSANTO CO	素材	59,252	6,686.50 6,851.56	396,188,616 405,968,751	6.91
ノルウェー	株式	YARA INTERNATIONAL	素材	90,012	3,732.06 3,820.75	335,930,256 343,913,529	5.86
カナダ	株式	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	素材	80,188	3,472.79 3,169.93	278,476,427 254,190,988	4.33
ドイツ	株式	K+S AG	素材	55,486	3,773.57 3,861.32	209,380,542 214,249,207	3.65
スイス	株式	SYNGENTA AG	素材	7,889	26,126.39 26,602.81	206,111,165 209,869,583	3.57
ブラジル	株式	SLC AGRICOLA SA	食品・飲料・タバコ	218,253	844.13 825.72	184,236,087 180,216,390	3.07
オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	721,350	237.03 239.46	170,986,639 172,737,356	2.94
アメリカ	株式	AGCO CORP	資本財	44,647	3,199.80 3,314.56	142,861,738 147,985,249	2.52
ドイツ	株式	METRO AG	食品・生活必需品小売り	60,181	2,039.25 2,391.62	122,724,482 143,930,612	2.45
フランス	株式	VILMORIN & CIE	食品・飲料・タバコ	15,358	8,801.42 9,197.74	135,172,361 141,258,893	2.41
ドイツ	株式	KWS SAAT AG	食品・飲料・タバコ	5,993	20,557.97 20,356.37	123,203,956 121,995,785	2.08
アメリカ	株式	LIFE TECHNOLOGIES CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,849	3,290.19 3,733.49	98,209,060 111,441,241	1.90
オーストラリア	株式	GRAINCORP LTD	食品・飲料・タバコ	115,365	736.18 796.86	84,930,559 91,930,330	1.57
スペイン	株式	EBRO FOODS SA	食品・飲料・タバコ	62,971	1,219.41 1,294.64	76,787,844 81,525,159	1.39
ブラジル	株式	FERTILIZANTES HERINGER LTDA	素材	135,475	540.63 587.06	73,242,296 79,532,088	1.35
南アフリカ	株式	TIGER BRANDS LTD	食品・飲料・タバコ	30,644	2,470.56 2,592.70	75,708,085 79,450,925	1.35
アメリカ	株式	SAFEWAY INC	食品・生活必需品小売り	57,670	1,199.43 1,230.08	69,171,474 70,939,290	1.21
中国	株式	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	素材	1,376,443	46.69 44.97	64,278,924 61,908,552	1.05
ブラジル	株式	BRASILAGRO-CIA BRASILEIRA DE	食品・飲料・タバコ	188,354	325.37 326.14	61,286,172 61,430,715	1.05

シンガポール	株式	PETRA FOODS LTD	食品・飲料・タバコ	413,000	133.42 144.07	55,103,781 59,501,736	1.01
アメリカ	株式	DARLING INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	44,344	1,268.60 1,305.54	56,254,975 57,893,131	0.99
スイス	株式	ARYZTA AG	食品・飲料・タバコ	14,745	3,799.23 3,836.07	56,019,675 56,562,970	0.96
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	21,550	2,546.64 2,567.07	54,880,092 55,320,487	0.94
シンガポール	株式	OLAM INTERNATIONAL LTD	食品・生活必需品小売り	459,000	111.74 119.01	51,293,104 54,628,344	0.93
オランダ	株式	NUTRECO N.V.	食品・飲料・タバコ	9,540	5,380.96 5,716.50	51,334,368 54,535,450	0.93
バミューダ	株式	CAFE DE CORAL HOLDINGS LTD	消費者サービス	240,099	222.85 218.80	53,508,463 52,535,581	0.89
オーストラリア	株式	AUSTRALIAN AGRICULTURAL CO	食品・飲料・タバコ	477,234	89.79 106.38	42,855,135 50,769,823	0.86

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別及び業種別投資比率>

(平成24年8月31日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	素材	47.04
		資本財	2.77
		運輸	2.70
		消費者サービス	0.89
		食品・生活必需品小売り	5.31
		食品・飲料・タバコ	34.99
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.17
		銀行	1.26
	小計		97.13
合計			97.13

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1期計算期間末(平成20年 7月25日)	44,580	44,580	0.9072	0.9072
第 2期計算期間末(平成21年 7月27日)	18,298	18,298	0.5995	0.5995
第 3期計算期間末(平成22年 7月26日)	12,239	12,239	0.6467	0.6467
第 4期計算期間末(平成23年 7月25日)	10,076	10,076	0.7589	0.7589

第 5期計算期間末(平成24年 7月25日)	5,790	5,790	0.6580	0.6580
平成23年 8月末	8,738	－	0.6787	－
平成23年 9月末	7,487	－	0.5944	－
平成23年10月末	8,145	－	0.6793	－
平成23年11月末	7,141	－	0.6146	－
平成23年12月末	6,791	－	0.6110	－
平成24年 1月末	6,777	－	0.6406	－
平成24年 2月末	7,286	－	0.7174	－
平成24年 3月末	7,210	－	0.7348	－
平成24年 4月末	6,829	－	0.7188	－
平成24年 5月末	5,797	－	0.6325	－
平成24年 6月末	5,872	－	0.6571	－
平成24年 7月末	6,018	－	0.6851	－
平成24年 8月末	5,816	－	0.6864	－

（注）純資産総額は、百万円未満切捨て。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日～平成20年 7月25日)	0.0000
第 2期計算期間(平成20年 7月26日～平成21年 7月27日)	0.0000
第 3期計算期間(平成21年 7月28日～平成22年 7月26日)	0.0000
第 4期計算期間(平成22年 7月27日～平成23年 7月25日)	0.0000
第 5期計算期間(平成23年 7月26日～平成24年 7月25日)	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日～平成20年 7月25日)	△9.3
第 2期計算期間(平成20年 7月26日～平成21年 7月27日)	△33.9
第 3期計算期間(平成21年 7月28日～平成22年 7月26日)	7.9
第 4期計算期間(平成22年 7月27日～平成23年 7月25日)	17.3
第 5期計算期間(平成23年 7月26日～平成24年 7月25日)	△13.3

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

（参考情報）

基準日：2012 年 8 月 31 日

基準価額・純資産の推移

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2012年 7月	0円
2011年 7月	0円
2010年 7月	0円
2009年 7月	0円
2008年 7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率(%)
1	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	アメリカ	肥料・農薬	8.0
2	MOSAIC CO/THE-WI	アメリカ	肥料・農薬	7.9
3	BUNGE LIMITED	バミューダ諸島	農産物	7.8
4	MONSANTO CO	アメリカ	肥料・農薬	6.9
5	YARA INTERNATIONAL	ノルウェー	肥料・農薬	5.9
6	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	カナダ	肥料・農薬	4.3
7	K+S AG	ドイツ	肥料・農薬	3.6
8	SYNGENTA AG	スイス	肥料・農薬	3.6
9	SLC AGRICOLA SA	ブラジル	農産物	3.1
10	INCITEC PIVOT LTD	オーストラリア	肥料・農薬	2.9

マザーファンドにおける
業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
肥料・農薬	45.5
農産物	23.5
包装食品・肉	11.2
建設・農業機械・大型トラック	2.7
大型スーパーマーケット・スーパーマーケット	2.5

※比率はマザーファンドにおける
組入比率です。

年間収益率の推移

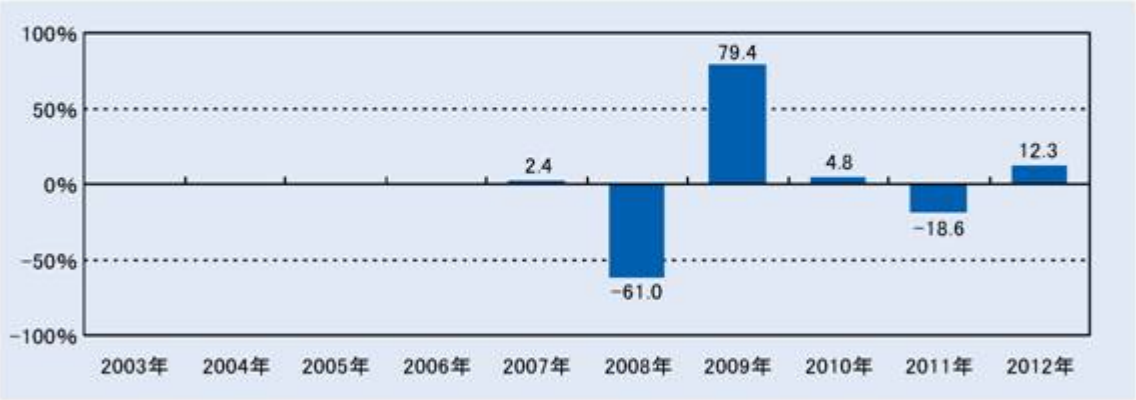

※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2007 年は設定日（9 月 21 日）から年末までの騰落率、2012 年は 8 月末までの騰落率を表示しております。
※3　当ファンドにベンチマークはありません。

（注 1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
（注 2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日～平成20年 7月25日)	59,302,208,661	10,160,928,909
第 2期計算期間(平成20年 7月26日～平成21年 7月27日)	866,406,382	19,485,027,421
第 3期計算期間(平成21年 7月28日～平成22年 7月26日)	951,487,246	12,547,066,460
第 4期計算期間(平成22年 7月27日～平成23年 7月25日)	1,480,438,926	7,129,701,515
第 5期計算期間(平成23年 7月26日～平成24年 7月25日)	72,913,649	4,549,550,174

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合を除きます。）の午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※を締結します。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、お申込みコースにより、下記の単位とします。

「一般コース」	１万口以上１万口単位
「自動けいぞく投資コース」	１万円以上１円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として、取得申込受付日から起算して６営業日目までに申込みの販売会社にお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合を除きます。）の午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、取得申込時のお申込みコースにより、下記の単位とします。

「一般コース」	１万口単位
「自動けいぞく投資コース」	１口単位または１円単位

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。
その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ・フリーダイヤル 0120-442-785 （受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：Wアグリ）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成19年９月21日）から平成29年７月25日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年７月26日から翌年７月25日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

（イ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（イ）に基づく信託契約の解約をしません。

（ホ）委託会社は、上記（ニ）に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ヘ）上記（ハ）から（ホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

（イ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ロ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

（イ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②（ニ）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を３ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

＜投資顧問契約＞

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により

別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

（イ）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

（ロ）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

（イ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

（ロ）委託会社は、新受託会社を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、１万口単位（「自動けいぞく投資コース」に係る受益権については１口単位）をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して６営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了（ロ）」ま

たは「②信託約款の変更（ロ)」に規定する公告または書面に付記します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成23年7月26日から平成24年7月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間 （平成23年7月25日現在）	第5期計算期間 （平成24年7月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	414,132	21,330
親投資信託受益証券	10,097,367,075	5,795,292,594
未収入金	111,460,714	63,350,214
流動資産合計	10,209,241,921	5,858,664,138
資産合計	10,209,241,921	5,858,664,138
負債の部		
流動負債		
未払解約金	35,537,933	9,865,330
未払受託者報酬	2,901,000	1,720,788
未払委託者報酬	92,831,860	55,065,161
その他未払費用	1,216,706	1,200,218
流動負債合計	132,487,499	67,851,497
負債合計	132,487,499	67,851,497
純資産の部		
元本等		
元本	13,277,816,910	8,801,180,385
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,201,062,488	△3,010,367,744
（分配準備積立金）	216,309,617	145,855,418
元本等合計	10,076,754,422	5,790,812,641
純資産合計	10,076,754,422	5,790,812,641
負債純資産合計	10,209,241,921	5,858,664,138

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 (自 平成22年7月27日 至 平成23年7月25日)	第5期計算期間 (自 平成23年7月26日 至 平成24年7月25日)
営業収益		
受取利息	1,516	81
有価証券売買等損益	2,141,582,777	△1,236,864,117
営業収益合計	2,141,584,293	△1,236,864,036
営業費用		
受託者報酬	6,015,384	3,762,027
委託者報酬	192,492,168	120,384,939
その他費用	3,599,681	2,722,655
営業費用合計	202,107,233	126,869,621
営業利益又は営業損失（△）	1,939,477,060	△1,363,733,657
経常利益又は経常損失（△）	1,939,477,060	△1,363,733,657
当期純利益又は当期純損失（△）	1,939,477,060	△1,363,733,657
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	628,269,353	△475,465,334
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,687,737,675	△3,201,062,488
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,495,020,616	1,101,326,733
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,495,020,616	1,101,326,733
剰余金減少額又は欠損金増加額	319,553,136	22,363,666
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	319,553,136	22,363,666
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,201,062,488	△3,010,367,744

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期計算期間 (平成23年7月25日現在)	第5期計算期間 (平成24年7月25日現在)
1.受益権の総数	13,277,816,910口	8,801,180,385口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	3,201,062,488円	3,010,367,744円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7589円 (7,589円)	0.6580円 (6,580円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期計算期間 (自 平成22年7月27日 至 平成23年7月25日)	第5期計算期間 (自 平成23年7月26日 至 平成24年7月25日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	平成22年7月27日から平成22年10月21日までは純資産総額に対して年率0.3%以内の額、平成22年10月22日から平成23年7月25日までは純資産総額に対して0.35%の額	純資産総額に対して年率0.35%の額
2.分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(116,306,143円)、収益調整金(19,635,009円)、分配準備積立金(100,003,474円)より、分配対象収益は、235,944,626円(1万口当たり177円)でありますが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における収益調整金(14,041,931円)、分配準備積立金(145,855,418円)より、分配対象収益は、159,897,349円(1万口当たり181円)でありますが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 (自 平成22年7月27日 至 平成23年7月25日)	第5期計算期間 (自 平成23年7月26日 至 平成24年7月25日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間 （平成23年7月25日現在）	第5期計算期間 （平成24年7月25日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第4期計算期間 （平成23年7月25日現在）	第5期計算期間 （平成24年7月25日現在）
親投資信託受益証券	1,549,903,586	△781,724,541
合計	1,549,903,586	△781,724,541

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期計算期間 （平成23年7月25日現在）	第5期計算期間 （平成24年7月25日現在）
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	18,927,079,499	13,277,816,910
期中追加設定元本額	1,480,438,926	72,913,649
期中一部解約元本額	7,129,701,515	4,549,550,174

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド	8,100,772,428	5,795,292,594	
合計		8,100,772,428	5,795,292,594	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成23年7月25日現在)	(平成24年7月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	419,039,127	166,558,459
金銭信託	289,483	876,259
コール・ローン	57,877,225	57,019,627
株式	9,733,406,483	5,615,692,817
派生商品評価勘定	1,120,153	454,589
未収入金	3,430,837	58,967,550
未収配当金	8,690,150	2,878,279
未収利息	110	109
流動資産合計	10,223,853,568	5,902,447,689
資産合計	10,223,853,568	5,902,447,689
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,497	73,236
未払金	15,154,634	44,023,499
未払解約金	111,460,714	63,350,214
流動負債合計	126,622,845	107,446,949
負債合計	126,622,845	107,446,949
純資産の部		
元本等		
元本	12,429,058,439	8,100,772,428
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△2,331,827,716	△2,305,771,688
元本等合計	10,097,230,723	5,795,000,740
純資産合計	10,097,230,723	5,795,000,740
負債純資産合計	10,223,853,568	5,902,447,689

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年7月25日現在)	(平成24年7月25日現在)
1.受益権の総数	12,429,058,439口	8,100,772,428口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,331,827,716円	2,305,771,688円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8124円 (8,124円)	0.7154円 (7,154円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成22年7月27日 至 平成23年7月25日)	(自 平成23年7月26日 至 平成24年7月25日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年7月25日現在)	(平成24年7月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成23年7月25日現在)	(平成24年7月25日現在)
株式	676,776,481	△356,197,214
合計	676,776,481	△356,197,214

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	(平成23年7月25日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	160,187,757	－	159,075,101	1,112,656
	合計	160,187,757	－	159,075,101	1,112,656

区分	種類	(平成24年7月25日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	3,585,670	－	3,565,485	△20,185
	ポーランドズロチ	299,590	－	296,995	△2,595
	シンガポールドル	8,217,762	－	8,167,306	△50,456
	売建 アメリカドル	78,760,521	－	78,335,696	424,825
	ユーロ	3,463,307	－	3,433,907	29,400
	香港ドル	122,363	－	121,999	364
	合計	94,449,213	－	93,921,388	381,353

(注1)時価の算定方法
1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成23年7月25日現在)	(平成24年7月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	18,032,728,763	12,429,058,439
期中追加設定元本額	676,009,998	9,235,097
期中一部解約元本額	6,279,680,322	4,337,521,108
期末元本額	12,429,058,439	8,100,772,428
2.元本の内訳		
DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド	12,429,058,439	8,100,772,428

(3)附属明細表
①有価証券明細表
(ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,847	193.97	5,983,392.59	
	MONSANTO CO	59,796	85.06	5,086,247.76	
	MOSAIC CO/THE-WI	103,326	56.96	5,885,448.96	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	75,175	44.25	3,326,493.75	

	SENOMYX INC	58,634	2.02	118,440.68		
	AGCO CORP	45,083	40.71	1,835,328.93		
	NOVOROSSIYSK TRADE PORT-BRD	1,649,222	0.09	158,655.15		
	NOVOROSSIYSK-GDR REG S	19,261	7.30	140,605.30		
	FRESH MARKET INC/THE	8,150	50.51	411,656.50		
	SAFEWAY INC	75,708	15.26	1,155,304.08		
	SUPERVALU INC	30,661	2.05	62,855.05		
	ADECOAGRO SA	43,643	9.33	407,189.19		
	BUNGE LIMITED	92,812	61.98	5,752,487.76		
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	7,135	28.45	202,990.75		
	CRESUD S.A.-SPONS ADR	34,946	8.43	294,594.78		
	DARLING INTERNATIONAL INC	44,344	16.14	715,712.16		
	GROUP RAZGUL YAY CLS	448,301	0.50	227,288.60		
	INGREDION INC	5,290	46.85	247,836.50		
	RALCORP HOLDINGS INC	1,433	59.87	85,793.71		
	SUNOPTA INC	71,567	5.27	377,158.09		
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	35,035	41.86	1,466,565.10		
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	26,211	32.40	849,236.40		
小計				34,791,281.79		
				(2,718,590,759)		
メキシコペソ	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	75,591	35.00	2,645,685.00		
小計				2,645,685.00		
				(15,080,404)		
ブラジルレアル	FERTILIZANTES HERINGER LTDA	144,965	14.09	2,042,556.85		
	METALFRIO SOLUTIONS SA	15,453	3.60	55,630.80		
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	128,181	8.80	1,127,992.80		
	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	37,958	29.76	1,129,630.08		
	WILSON SONS LTD-BDR	34,649	29.72	1,029,768.28		
	BRASILAGRO-CIA BRASILEIRA DE	191,000	8.48	1,619,680.00		
	SAO MARTINHO SA	52,142	20.93	1,091,332.06		
	SLC AGRICOLA SA	239,807	22.00	5,275,754.00		
小計				13,372,344.87		
				(510,422,403)		
ユーロ	K+S AG	50,082	38.32	1,919,142.24		
	METRO AG	32,552	20.25	659,405.86		
	AGROTON PUBLIC LTD-SP ADR	31,174	2.40	74,817.60		
	EBRO FOODS SA	64,229	12.40	796,439.60		
	KTG AGRAR AG-BR	22,037	15.00	330,555.00		
	KWS SAAT AG	6,042	209.05	1,263,080.10		
	MCB AGRICOLE HOLDING AG-GDR	25,428	0.37	9,637.21		
	NUTRECO N.V.	9,443	54.68	516,343.24		
	SINTAL AGRICULTURE-REG S GDR	125,682	0.46	57,813.72		
	VILMORIN & CIE	15,358	89.50	1,374,541.00		
	VISCOFAN SA	4,285	34.67	148,560.95		
	EUROFINS SCIENTIFIC	1,935	104.70	202,594.50		
	ERSTE GROUP BANK AG	12,296	13.86	170,422.56		
小計				7,523,353.58		
				(709,000,841)		
イギリスポンド	TESCO PLC	203,598	3.15	642,453.48		
	GREENCORE GROUP PLC	299,023	0.77	230,247.71		
小計				872,701.19		
				(105,666,660)		
スイスフラン	SYNGENTA AG	7,443	318.10	2,367,618.30		
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	945	156.30	147,703.50		
	ARYZTA AG	18,004	46.40	835,385.60		
	EMMI AG-REG	2,628	199.50	524,286.00		
小計				3,874,993.40		
				(304,031,982)		
ノルウェークローネ	YARA INTERNATIONAL	91,655	276.00	25,296,780.00		
	COPEINCA ASA	51,222	41.60	2,130,835.20		
小計				27,427,615.20		
				(350,524,922)		
ポーランドズロチ	ASTARTA HOLDING NV	27,443	62.50	1,715,187.50		
	KERNEL HOLDING SA	20,209	66.95	1,352,992.55		
小計				3,068,180.05		
				(68,573,824)		

オーストラリアドル	GREAT SOUTHERN LTD	2,154,143	0.00	0.00	
	INCITEC PIVOT LTD	721,350	2.93	2,113,555.50	
	AUSTRALIAN AGRICULTURAL CO	552,155	1.11	612,892.05	
	GRAINCORP LTD	115,365	9.10	1,049,821.50	
	SELECT HARVESTS LIMITED	130,539	1.24	161,868.36	
小計				3,938,137.41	
				(313,869,551)	
香港ドル	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	1,376,443	4.61	6,345,402.23	
	CPMC HOLDINGS LTD	276,159	5.00	1,380,795.00	
	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	26,587	23.70	630,111.90	
	CAFE DE CORAL HOLDINGS LTD	240,099	22.00	5,282,178.00	
	CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	1,047,700	3.83	4,012,691.00	
	CHINA GREEN (HOLDINGS) LTD	659,469	1.64	1,081,529.16	
小計				18,732,707.29	
				(188,638,362)	
シンガポールドル	OLAM INTERNATIONAL LTD	345,000	1.78	614,100.00	
	CHINA FISHERY GROUP LTD	712,140	0.77	551,908.50	
	FOOD EMPIRE HOLDINGS LTD	516,000	0.43	221,880.00	
	PETRA FOODS LTD	413,000	2.13	879,690.00	
小計				2,267,578.50	
				(140,272,406)	
インドネシアルピア	BISI INTERNATIONAL PT	3,669,837	1,310.00	4,807,486,470.00	
小計				4,807,486,470.00	
				(39,902,137)	
韓国ウォン	DAESANG CORPORATION	10,010	14,650.00	146,646,500.00	
	HITE JINRO CO LTD	6,775	22,150.00	150,066,250.00	
小計				296,712,750.00	
				(20,146,795)	
イスラエルシュケル	FRUTAROM	37,115	35.87	1,331,315.05	
小計				1,331,315.05	
				(25,534,622)	
南アフリカランド	SHOPRITE HOLDINGS LTD	14,876	159.75	2,376,441.00	
	TIGER BRANDS LTD	34,236	266.80	9,134,164.80	
小計				11,510,605.80	
				(105,437,149)	
合計				5,615,692,817	
				(5,615,692,817)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 22 銘柄	46.9%	48.4%
メキシコペソ	株式 1 銘柄	0.3%	0.3%
ブラジルレアル	株式 8 銘柄	8.8%	9.1%
ユーロ	株式 13 銘柄	12.2%	12.6%
イギリスポンド	株式 2 銘柄	1.8%	1.9%
スイスフラン	株式 4 銘柄	5.2%	5.4%
ノルウェークローネ	株式 2 銘柄	6.0%	6.2%
ポーランドズロチ	株式 2 銘柄	1.2%	1.2%
オーストラリアドル	株式 5 銘柄	5.4%	5.6%
香港ドル	株式 6 銘柄	3.3%	3.3%
シンガポールドル	株式 4 銘柄	2.4%	2.5%
インドネシアルピア	株式 1 銘柄	0.7%	0.7%
韓国ウォン	株式 2 銘柄	0.3%	0.4%
イスラエルシュケル	株式 1 銘柄	0.4%	0.5%
南アフリカランド	株式 2 銘柄	1.8%	1.9%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンド」

(平成24年8月31日現在)

Ⅰ 資産総額	5,873,516,961円
Ⅱ 負債総額	57,217,269円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,816,299,692円
Ⅳ 発行済数量	8,474,074,885口
Ⅴ １単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6864円

(参考情報)

「ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

(平成24年8月31日現在)

Ⅰ 資産総額	5,877,206,370円
Ⅱ 負債総額	5,244,103円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,871,962,267円
Ⅳ 発行済数量	7,855,277,042口
Ⅴ １単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7475円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金
償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

① 資本金の額
3,078百万円（平成24年８月末現在）

② 発行する株式の総数
200,000株（平成24年８月末現在）

③ 発行済株式総数
61,560株（平成24年８月末現在）

④ 最近５年間における資本金の額の増減
平成21年５月29日　　資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。
取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ３名以上とします。
取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。
取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。
監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。
監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。
(投資信託の運用プロセス)

① 四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。
② 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。
③ 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。
④ コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。
⑤ 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。
⑥ インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
⑦ コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年８月末現在、委託会社の運用するファンドは98本、純資産総額は523,047百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	2本	14,092百万円
	追加型	株式投資信託	75本	438,362百万円
私募	追加型	株式投資信託	21本	70,594百万円
合計			98本	523,047百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）		当事業年度 （平成24年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
預金	※2	3,461,482	※2	5,405,779
前払費用		16,481		18,343
未収委託者報酬		1,227,958		893,246
未収運用受託報酬		61,588		42,463
未収投資助言報酬		121,273		65,848
未収収益		623,371		483,364
立替金		40,893		42,538
為替予約		7,697		9,613
その他流動資産		11,846		-
流動資産合計		5,572,593		6,961,199
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	※1	27,652	※1	17,303
無形固定資産合計		27,652		17,303
投資その他の資産				
投資有価証券		17,136		16,926
長期差入保証金		200		200
敷金		9,587		10,312
投資その他の資産合計		26,924		27,438
固定資産合計		54,576		44,742
資産合計		5,627,170		7,005,942

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）		当事業年度 （平成24年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		53,383		105,165
未払収益分配金		3		3
未払償還金		1,508		1,508
未払手数料		620,771		449,694
その他未払金		29,195		63,043
未払費用	※2	1,430,909	※2	1,266,297
未払法人税等		20,480		20,093
未払消費税等		23,746		1,902
賞与引当金		83,172		57,021
為替予約		2,262		17,622
流動負債合計		2,265,433		1,982,354
固定負債				
退職給付引当金		761,885		796,757
長期未払費用		137,754		182,835
固定負債合計		899,640		979,592
負債合計		3,165,074		2,961,946
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,078,000		3,078,000
資本剰余金				
資本準備金		1,830,000		1,830,000
資本剰余金合計		1,830,000		1,830,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 2,446,030		△ 863,920
利益剰余金合計		△ 2,446,030		△ 863,920
株主資本合計		2,461,969		4,044,079
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		126		△83
評価・換算差額等合計		126		△83
純資産合計		2,462,096		4,043,995
負債純資産合計		5,627,170		7,005,942

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）		当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		6,874,850		6,658,303
運用受託報酬		242,541		206,509
投資助言報酬		144,695		97,851
その他営業収益		1,004,021		2,390,932
営業収益合計		8,266,109		9,353,596
営業費用				
支払手数料		3,418,352		3,479,040
広告宣伝費		130,384		167,121
公告費		1,160		1,160
調査費		88,485		93,973
委託調査費		505,644		439,257
情報機器関連費		215,429		153,277
委託計算費		47,083		181,578
通信費		12,492		8,966
印刷費		95,948		94,129
協会費		5,480		5,869
諸会費		236		998
諸経費		52,566		35,081
営業費用合計		4,573,264		4,660,455
一般管理費				
役員報酬		63,749		60,675
給料・手当		900,881		962,162
賞与		449,304		407,628
交際費		71,999		109,753
寄付金		139		397
旅費交通費		63,225		85,716
租税公課		20,524		27,248
不動産賃借料		197,519		185,062
退職給付費用		103,825		99,947
固定資産減価償却費		10,393		10,348
福利厚生費		253,086		231,130
業務委託費	※1	742,189	※1	803,486
退職金		2,461		4,256
諸経費		126,865		92,362
一般管理費合計		3,006,166		3,080,177
営業利益		686,678		1,612,964
営業外収益				
その他		9,667		1,628
営業外収益合計		9,667		1,628

営業外費用			
為替差損		7,321	20,698
その他		371	5,973
営業外費用合計		7,693	26,671
経常利益		688,653	1,587,920
特別利益			
前期損益修正益	※1 ※2	91,903	-
特別利益合計		91,903	-
税引前当期純利益		780,556	1,587,920
法人税、住民税及び事業税		5,810	5,810
法人税等調整額		-	-
法人税等合計		5,810	5,810
当期純利益		774,746	1,582,110

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,078,000	3,078,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,830,000	1,830,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 3,220,776	△ 2,446,030
当期変動額		
当期純利益	774,746	1,582,110
当期変動額合計	774,746	1,582,110
当期末残高	△ 2,446,030	△ 863,920
株主資本合計		
当期首残高	1,687,223	2,461,969
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	774,746	1,582,110
当期変動額合計	774,746	1,582,110
当期末残高	2,461,969	4,044,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	126
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	126	△210
当期変動額合計	126	△210
当期末残高	126	△83
評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	126
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	126	△210
当期変動額合計	126	△210
当期末残高	126	△83
純資産合計		
当期首残高	1,687,223	2,462,096
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	774,746	1,582,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	126	△210
当期変動額合計	774,872	1,581,899
当期末残高	2,462,096	4,043,995

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
ソフトウェア	61,002　千円	71,351　千円

※2　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
預金	2,068,472　千円	3,699,915　千円
未払費用	212,332　千円	222,626　千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対するものは次の通りであります。

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
業務委託費	165,915　千円	203,756　千円
前期損益修正益	91,903　千円	-

※2 前事業年度の特別利益は関係会社に対する業務委託費の前期損益修正であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産（器具備品）	249,849	179,300	70,549
有形固定資産（建物附属設備）	614,523	333,944	280,578
合計	864,372	513,244	351,127

（単位：千円）

	当事業年度（平成24年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産（器具備品）	319,248	266,463	52,785
有形固定資産（建物附属設備）	653,359	385,875	267,484
合計	972,608	652,339	320,269

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年３月31日）	当事業年度（平成24年３月31日）
1年以内	52,816	61,085
1年超	249,145	211,307
合計	301,962	272,392

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
支払リース料	57,542	71,463
減価償却費相当額	44,423	34,141
支払利息相当額	4,516	4,119

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っており

ません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成23年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,461,482	3,461,482	-
(2)未収委託者報酬	1,227,958	1,227,958	-
(3)未収運用受託報酬	61,588	61,588	-
(4)未収投資助言報酬	121,273	121,273	-
(5)未収収益	623,371	623,371	-
(6)投資有価証券			
その他の有価証券	17,136	17,136	-
資産計	5,512,810	5,512,810	-
(1)未払手数料	620,771	620,771	-
(2)未払費用	1,430,909	1,430,909	-
(3)長期未払費用	137,754	137,754	-
負債計	2,189,436	2,189,436	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,435	5,435	-
デリバティブ取引計	5,435	5,435	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

当事業年度（平成24年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,405,779	5,405,779	-
(2)未収委託者報酬	893,246	893,246	-
(3)未収運用受託報酬	42,463	42,463	-
(4)未収投資助言報酬	65,848	65,848	-
(5)未収収益	483,364	483,364	-
(6)投資有価証券			
その他の有価証券	16,926	16,926	-
資産計	6,907,629	6,907,629	-
(1)未払手数料	449,694	449,694	-
(2)未払費用	1,266,297	1,266,297	-
(3)長期未払費用	182,835	182,835	-
負債計	1,898,827	1,898,827	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,009)	(8,009)	-

デリバティブ取引計	(8,009)	(8,009)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっています。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年３月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,461,482	-	-
未収委託者報酬	1,227,958	-	-
未収運用受託報酬	61,588	-	-
未収投資助言報酬	121,273	-	-
未収収益	623,371	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	15,014
合計	5,495,674	10	15,014

当事業年度（平成24年３月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,405,779	-	-
未収委託者報酬	893,246	-	-
未収運用受託報酬	42,463	-	-
未収投資助言報酬	65,848	-	-
未収収益	483,364	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	16,916
合計	6,890,703	10	16,916

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度 （平成23年３月31日）

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	17,010	17,136	126

合計	17,010	17,136	126

当事業年度　（平成24年３月31日）

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,010	15,036	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,889	△110
合計		17,010	16,926	△83

２．売却したその他有価証券

前事業年度　（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	990	0	-
合計	990	0	-

当事業年度　（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（平成23年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	313,284	-	△ 2,262	△ 2,262
	買建				
	米ドル	23,055	-	478	478
	ユーロ	299,680	-	7,219	7,219
合計		636,019	-	5,435	5,435

当事業年度　（平成24年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	694,468	-	△7,488	△7,488
	買建				
	米ドル	436,620	-	△10,134	△10,134
	ユーロ	506,097	-	9,257	9,257
	シンガポールドル	30,080	-	355	355
合計		1,667,267	-	△8,009	△8,009

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
(1) 退職給付債務	△190,482	△235,824
(2) 年金資産	-	-
(3) 未積立退職給付債務（(1)+(2)	△190,482	△235,824
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	6,364	28,233
(6) 貸借対照表計上額純額（(3)+(4)+(5)	△184,118	△207,590
(7) 特別退職慰労引当金	△577,767	△589,166
(8) 退職給付引当金（(6)+(7)	△761,885	△796,757

３．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
(1) 勤務費用	38,571	36,912
(2) 利息費用	2,940	3,167
(3) 期待運用収益（減算）	-	-
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	49,178	45,965
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	1,185	1,509
退職給付費用小計	91,875	87,556
(7) 割増退職金	11,950	12,391
退職給付費用合計	103,825	99,947

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
1.70%	1.40%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	33,851 千円	21,674 千円
未払費用	638,446 千円	574,778 千円
未払事業税	5,970 千円	5,429 千円
退職給付引当金	310,087 千円	302,847 千円
税務上の繰越欠損金	762,752 千円	64,911 千円
減価償却超過額	49,109 千円	46,358 千円
その他	975 千円	513 千円
繰延税金資産小計	1,801,193 千円	1,016,512 千円
評価性引当金	△ 1,801,193 千円	△ 1,016,512 千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
法定実効税率	40.7 %	40.7 %
(調整)		
交際費否認額	3.8 %	2.8 %
役員賞与否認額	4.2 %	1.4 %
評価性引当金	△ 48.6 %	△ 44.9 %
住民税均等割	0.7 %	0.4 %
その他	△ 0.0 %	△ 0.1 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.7 %	0.4 %

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	- 46,011 37,866	預金 未払費用	2,068,472 212,332

当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *3 IT、管理部門サービス	- 219,712	預金 未払費用	3,699,915 222,626

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1 当座預金口座を開設しております。

＊2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。

＊3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門サービス	400,146	未払費用	538,728
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	21,000 千ポンド	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*2 投資助言報酬	66,974	未収収益	85,394
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都千代田区	46 百万円	不動産管理業	なし	サービスの提供	*3 不動産賃借料	198,795	未払費用	84,214
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	84,750	未払費用	71,301
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業収益	615,300	未収収益	383,670
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランク フルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 その他営業収益 *3 委託調査	234,965 296,182	未収収益 未払費用	161,186 190,052
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランク フルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	83,835	未払費用	38,487

当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門サービス	409,942	未払費用	553,130
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都千代田区	46百万円	不動産管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 不動産賃借料	182,840	未払費用	79,079
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業収益	1,987,975	未収収益	399,469
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*3 委託調査 *4 その他営業収益	270,502 176,515	未払費用 未収収益	111,010 45,349
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業収益 *5 運用受託報酬	102,699 54,782	- -	- -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

＊2 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資助言報酬を受け取っております。

＊3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

＊4 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

＊5　当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
1株当たり純資産額	39,995.06 円	65,691.94 円
1株当たり当期純利益金額	12,585.22 円	25,700.29 円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
当期純利益金額（千円）	774,746	1,582,110
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額　（千円）	774,746	1,582,110
期中平均株式数　（株）	61,560	61,560

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名　　称　　野村信託銀行株式会社
資本金の額　　30,000百万円（平成24年３月末現在）
事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

② 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 （平成24年３月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③ 投資顧問会社

名　　称　　グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シー
資本金の額　　100万米ドル（7,860万円）（平成24年８月末現在）
事業の内容　　有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）米ドルの円換算は、便宜上、平成24年８月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝78.60円）によります。

２【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③ 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

３【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成23年10月21日　有価証券報告書
平成23年10月21日　有価証券届出書
平成24年４月25日　半期報告書
平成24年４月25日　有価証券届出書の訂正届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年８月22日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンドの平成23年７月26日から平成24年７月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＷＳ ワールド・アグリビジネス・ファンドの平成24年７月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成24年6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　野 島 浩 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。